

## 局共通事項

(指摘及び改善要望)

監査報告書 3 頁

## 2 服 務 関 係

超過勤務手当、特殊勤務手当認定事務について、超過勤務命令簿、超過勤務等実績報告書など関係書類(平成15年12月末日現在)を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていました。

15年度における月当り45時間を超える超過勤務者は、45人延122回となっており、うち月80時間を超える超過勤務者は9人延24回となっています。一部の課では、超過勤務実績に極端な個人差があり、職員によっては、月80時間を超える超過勤務が連続して行われている事例がありました。

13年12月、厚生労働省は専門検討会における検討を踏まえ、脳・心臓疾患の労災認定基準の見直しを行い、その発症に影響を及ぼす過重負荷を判断するための時間外労働時間の量を数値で示しました。これをふまえて出された「過重労働による健康障害防止の総合対策について」(14年9月25日付総務局長通知)では、「超過勤務時間を月45時間以下とするよう適切な労働時間管理に努めるものとする。」としています。

今後とも、超過勤務の原因となっている業務の合理化、グループ制導入の目的を活かした組織的対応などにより、超過勤務時間の縮減及び超過勤務の平準化を図るよう努めてください。

(講じた措置)

超過勤務については、一部の課・グループにおいて、法改正や制度改正に伴う大幅な事務量の増大やイベント開催によるものなどがありますが、今後とも組織的な対応などにより、超過勤務の縮減や平準化を図るよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 4 頁

## 3 財 産 の 管 理

## (1) 物 品 管 理

会計室では、これまで備品現在簿を年2回作成し各課へ送付し、各課の物品管理者に現物との照合・確認をするよう指示していましたが、16年1月6日よりNAIS-NETにPDF化した備品現在簿・備品分類表を載せ活用を求めています。新規購入備品については、「備品現在簿の設置コード・設置場所の表示について」(13年12月11日副収入役通知・各課物品管理者あて)に基づき、設置コード・設置場所を記入していますが、既登録備品については記入されていません。

今後、現物との照合を適正かつ効率的に行うために、全ての備品に設置コード・設置場所を記入することが求められます。

(講じた措置)

既登録備品については、現物と照合のうえ、設置コード・設置場所を記入し、備品現在簿を整備しました。今後も、適正な物品管理に努めてまいります。

3 財産の管理

(1) 物品管理

コピー用紙の14年度末の在庫量は116万枚となっていました。15年度中に購入260万枚、使用255万枚で、年度末の在庫量は121万枚となっています。

物品の購入にあたっては在庫量の確認を的確に行うとともに、在庫量の適正化に努めてください。

(講じた措置)

コピー用紙については、毎月、在庫量の確認を行っており、16年12月末の在庫量は92万枚となっています。今後とも、物品の購入にあたっては在庫量の確認を的確に行い、在庫量の適正化に努めてまいります。

3 財産の管理

(2) 財産保有状況と未利用土地等の状況

イ 未利用土地・建物の状況

15年度末現在、市民局所管の未利用土地・建物の保有状況は次のとおりです。

土地 西福町153 宅地 247.93 m<sup>2</sup>

建物 西福町153 鉄筋コンクリート造 延床面積 271 m<sup>2</sup>

土地・建物とも10年3月に廃止した大黒湯跡で、11年度に危険防止のため煙突を撤去した状態で管理しています。地域から集会所及び老人集会室等としての利用の要請もあり、現在利用計画を策定中です。

建物の改修や管理方法について十分協議し、早期に有効利用を図ってください。

(講じた措置)

旧大黒湯については、平成17年度に集会施設等に改修し、芦乃湯会館の分館として活用を図ってまいります。

4 第2次行財政改善実施計画等

(2) 審議会等の委員構成

「西宮市審議会設置・運営基準」(15年9月1日助役通達)では、在任中に満年齢75歳を超えないこと、複数の審議会への兼職は2までとすること、委員の公募制を導入することとなっています。また、同日付総務局長通知では、女性委員の構成割合を一つの審議会ごとに18年度末までに30%を達成することとしています。

市民局では6審議会等が設置されていますが、3審議会等では基準が満たされていますが、2委員会等では女性委員が皆無となっています。委員の公募については、16年度から1審議会を実施されています。

今後とも、委員の選任にあたっては、幅広い市民の意見が審議会等に反映できるような人選と公募制について推進するとともに、女性委員のいない審議会の早期解消に努めてください。

(講じた措置)

国民健康保険運営協議会の委員構成については、17名中、女性委員は5名で約30%の割合となっています。委員の公募については、今後検討してまいります。

若竹生活文化会館運営委員会の委員構成については、9名中、女性委員は6名で約67%の割合となっています。委員の公募については、地域課題等が残されているなか、現在のところ、公募制はなじまないと判断しています。

勤労福祉審議会の委員構成については、13名中、女性委員は3名で、約23%の割合となっています。現委員の任期は17年6月30日までとなっており、次期委員の選任にあたっては、「西宮市審議会設置・運営基準」等の趣旨を踏まえ、対応してまいります。

武庫川水利対策委員会の委員構成については、「市長の附属機関の委員の構成別の定数等に関する規則」に基づき、市議会議員から2名以内、百間樋井組委員から5名以内となっています。市議会議員については女性委員の選出は可能ですが、百間樋井組委員については地域性や水利組合の特殊性から、女性委員の選出や公募制を採用することは難しい点があります。今後も、各組織に対して女性委員の選出等について協力を求めてまいります。

損害評価会の委員については、「農業共済条例」の規定に基づき、農業共済事業の専門性や地域性から、各地区農会長の推薦を受けて選出しています。任期中に75歳を超えないこと及び女性委員の選出について、推薦を依頼するにあたり協力を要請しましたが、各地域の事情により現委員の構成となっています。今後も、各組織に対して女性委員の選出等について協力を求めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 6 頁

5 市民サービスの向上

市民部は、戸籍・住民票等、医療助成、年金等、国民健康保険の市民窓口が本庁舎1階に集約して配置されています。転入届や出生届を受け付けると、次に国保・年金・医療助成等関係窓口であらためて届出が必要となっており、市民のこれらの窓口での負担の軽減と利便性の向上を目的として、16年度中に、相互に関係する届出・申請を一度で行える「ワンストップサービス」を実施する準備を進めています。

今後とも、市民サービスの向上に努めてください。

(講じた措置)

市民サービスの向上については、16年10月15日から窓口ワンストップサービスを開始し、出生届及び転入届に伴う国民健康保険・年金・医療助成等の届出・申請手続きを1カ所の窓口で受付できるようになりました。これによって窓口から窓口への移動がなくなり、待ち時間が短縮される等の成果が上がっています。

また、2名のフロアマネージャーを配置し、窓口の総合案内等を行っており、来庁者の的確な誘導等ができるようになりました。

今後とも、市民サービスの向上に努めてまいります。

6 市民集会施設等の利用・収入状況等

(1) 施設の利用状況及び使用料の収入状況

利用率は、ほとんどの施設で50%を下回っています。特に、全市的に配置されている地区市民館での15年度の状況をみると、一番利用率の高い六軒市民館で39.4%であり、一番低い柏堂市民館では5.1%にとどまり、21館平均で21.4%となっています。部屋の形態別にみると、和室、調理室の利用率が低くなっています。

14年度までに4共同利用施設に、15年度には、上ヶ原・八ツ松・平木市民館にエレベーターを設置しています。さらに16年度には4市民館と1共同利用施設に設置を予定し、高齢者等の利便を図るよう努めています。

今後とも、利用率の増減の分析を行うとともに、地域の諸団体等と連携を図り、地域活動に役立つ施設として市民のニーズに応える管理、運営を検討してください。

(講じた措置)

市民集会施設の利用については、15年度から市民館、共同利用施設、広田山荘等の各施設の写真、施設概要、料金、周辺地図等を市のホームページに掲載し、利用の増進を図っているところです。

また、高齢者や障害のある人にも利用しやすい施設をめざし、設置可能な施設についてエレベーターの設置を進めてきており、17年度には上甲子園センターに設置を予定しています。

今後とも、運営委員会と連携を図り、利用率の向上に努めるとともに、地域活動の拠点施設としての役割を果たすよう努力してまいります。

6 市民集会施設等の利用・収入状況等

(1) 施設の利用状況及び使用料の収入状況

市民館21館中4館及び10共同利用施設中1施設では、管理人が住み込みで管理しています。その他の市民館・共同利用施設は、業者委託によるもの2施設、支所管理のもの4施設を除き管理人の通勤による管理が行われています。いずれの施設も管理時間は、午前9時から午後10時までとなっています。

今後とも、施設によって管理の内容、市民サービスに格差が生じることがないように努めてください。

(講じた措置)

市民集会施設の管理については、管理時間を午前9時から午後10時までとしており、今後とも市民サービスに差異が生じないように努めてまいります。

6 市民集会施設等の利用・収入状況等

(2) 施設賠償責任保険・補償保険

市民局では、施設利用者などの安全確保に努めるとともに、行事参加にともなう事故に備え補償保険に加入しています。その状況をみると、一部で死亡保険金・後遺障害保険金での補償額に差がみられます。

全庁的な整合に向けて検討してください。

(講じた措置)

若竹生活文化会館においては、若竹公民館事業について、市内の公民館共通で利用している社団法人全国公民館連合会幹旋の公民館総合補償制度を利用しています。このため、若竹生活文化会館事業についても、同一の施設内での事業ということで整合性を保つため、公民館と同様の補償制度を利用しています。

一方、勤労福祉課が行う事業の補償保険については、15年11月12日付の行政管理課長・財政課長通知の基準に基づき契約をしています。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 9 頁

7 補助金

補助金については、地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を根拠とし、「補助金等の取扱いに関する規則」により原則的な事務処理手続きを定めています。個々の補助金が公益上必要であるか否かは、個々の事例に即して決定するべきものですが、全くの自由裁量ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならないとされています。

今後とも、補助金については、根拠となる要綱の設置状況及び内容について点検を慎重に行い、公益性の確認を行うために交付目的及び補助対象事業の内容を明確にする補助額の算定、交付方法、時期、手続きを定めるなど補助要綱の整備に努めてください。また、補助効果及び条件の履行の確認を実績報告書により行うなど「補助金等の取扱いに関する規則」に基づき適正な運用を図ってください。

(講じた措置)

補助金については、それぞれの補助金の根拠となる要綱の点検を行いました。また、補助を受けた団体等からは実績報告書等を提出させ、履行の確認等を行っています。今後も適正な運用を図ってまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 10 頁

8 委託・工事業務

今後とも、所管課による契約を含め、随意契約を行う場合には、地方自治法施行令の適用条項などにつき適用の必要性和根拠の明確化、契約参加者の適格性や適用の前提となる仕様について点検を毎年行ってください。

また、可能な限り入札への切り替えを検討するとともに、契約金額の妥当性について検証するため、同種業務の契約金額について、他市、他部局の情報を入手し活用する方策も検討してください。

(講じた措置)

所管課契約を含め随意契約については、今後も適用の必要性、根拠等を明確にし、仕様の点検を行ってまいります。また、契約金額の妥当性について、近隣市等の情報を入手し、検証する等、検討してまいります。

8 委託・工事業務

委託業務について、契約書など関係書類(15年12月末日現在)を抽出〔96件中21件(件数比21.9%、金額比50.7%)〕して調査したところ、おおむね適正に処理されていました。なお、事務処理関係書において、記載必要事項の未記入、設計内訳書の未整備等が一部見受けられました。今後、これらについて改善に努めてください。

(講じた措置)

委託業務の事務処理関係書において、記載必要事項の未記入、設計内訳書の未整備等があったものについて点検を行い、改善に努めました。今後も、適正な処理に努めてまいります。

8 委託・工事業務

工事業務について、設計書など関係書類(15年12月末日現在)を抽出〔15件中5件(件数比33.3%、金額比56.3%)〕して調査したところ、おおむね適正に処理されていました。なお、事務処理関係書の記載必要事項の未記入、業務関係提出書類の日付の記載漏れ等、一部精査不十分な点が見受けられました。今後、これらについて改善に努めてください。

(講じた措置)

工事業務の事務処理関係書において、記載必要事項の未記入、日付の記載漏れ等があったものについて、点検を行い、改善に努めました。今後も適正な処理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 13 頁

4 消費生活相談の状況

国民生活センターでは、全国の苦情の情報を集積することで、苦情の種類・傾向等を把握し、体制づくりに役立てるため「全国消費生活相談情報システム」を開設し、西宮市ともネットワークで結ばれています。

今後とも、ネットワークシステムの有効活用による相談機能の充実とともに、消費生活センターにおける情報提供、啓発機能及び自主学習・研修機能の一層の活発化を図ってください。

(講じた措置)

消費生活相談については、国民生活センター開設のネットワークシステムを活用し、市民の相談に対応しています。また、複雑な相談については、県弁護士会や県、警察署などの関係機関と連携して対応するとともに、年間10回法律相談を実施し、弁護士と直接相談できるようにしています。

情報提供、啓発活動に関しては、消費者問題講演会や消費生活出前講座等を開催しているほか、「くらしの情報」「くらしのインフォメーション」等を発行し、また、ホームページやさくらFMなどを通じて情報を提供するとともに啓発活動を行っています。16年度からは小・中学生に対する消費者教育を推進するため、学校出前講座を新たに開設しました。

今後もネットワークシステムを有効活用して相談業務や情報提供、啓発事業の充実に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16 頁

8 施設の保全管理

これらの施設は、災害発生時に避難所としても位置づけられています。今後とも施設の保全管理を行うとともに、緊急時には防災計画に即応した活動が行われるよう、日常の取組みに努めてください。

(講じた措置)

施設の保全管理については、地区市民館等は災害時の避難所として位置づけられており、日頃から施設の保全管理に努めているところです。16年10月20日の台風23号時には、地区市民館に自主避難した市民がおられ、防災計画に基づいた対応を行ったところです。今後も防災計画に即応した活動ができるよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 18 頁

1 戸籍・住民票等の業務

(2) 住民基本台帳ネットワークシステム

市は、16年5月に、所有する情報資産を改ざん、破壊、漏洩等から保護すべき方策、職員が遵守すべき事項、セキュリティ対策について「西宮市情報セキュリティ・ポリシー」を定め、情報化推進本部会議で了承され、周知のための事務手続きが行われています。また、システム運営監査については、総務省から対象団体に選定され、16年度中に実施される予定です。

15年8月には県下11市1町の住民75名が、当該市町・兵庫県・財団法人地方自治センターを相手どり、住基ネットにかかる本人確認情報の提供等の差止めを求める訴えを提起しています。同年11月には、住民18名が西宮市など8市に対し、16年5月には、住民12名が西宮市など6市に対し同様の差止等請求訴訟を提起し、いずれも現在係争中です。

今後とも、個人情報の保護に万全を期してください。

(講じた措置)

情報セキュリティ対策については、「西宮市情報セキュリティ・ポリシー」に従い、職員への周知・徹底を図るとともに、引き続き職員のセキュリティ意識向上に向けた啓発に努めてまいります。

システム運営監査については、16年9月29日から10月1日の3日間、監査法人による住民基本台帳ネットワークシステムのシステム運営監査を受けました。

今後も引き続き、厳格に個人情報の保護に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 19 頁

1 戸籍・住民票等の業務

(2) 住民基本台帳ネットワークシステム

住基ネット開発・稼働のための経費として、初期費用は13年度6,982万円、14年度8,960万円、15年度176万円を、機器借上げなどの管理費用は、14年度2,636万円、15年度4,809万円を執行しています。16年度には機器借上げ料のほかセキュリティのバージョンアップ等のため1,016万円の支出を予定しています。

今後とも、設計金額の積算にあたっては、その金額の妥当性を客観的に説明できるようにするとともに、契約のあり方についても検討してください。

(講じた措置)

住基ネットに係る機器の借上料の積算については、住基ネット全国センターの機器調達仕様に基づき、該当業者から詳細な見積明細書を提出させ、情報システムグループにおいて精査し、賃借契約を結んでいます。

また、契約期間については、突発的な機器の入替えや発注を考慮し、情報システムグループの指導により、3ヵ月ごとの契約としています。

今後とも、適正な契約に努めてまいります。

3 国民健康保険

(1) 国民健康保険料の収納

16年5月18日には、徴収嘱託員が訪問徴収中に盗難事故にあっています。安全対策、予防対策に万全を期してください。

(講じた措置)

国民健康保険料の訪問徴収には、業務の必然性から個人情報資料や現金を携帯して移動することになるため、「事故防止対策マニュアル」を作成して徴収嘱託員に配布し、事故防止の徹底を図るとともに、常に個人情報資料や現金は直接身に着けるように指導するなどの対策を講じています。

3 国民健康保険

(1) 国民健康保険料の収納

口座振替利用率は、13年度46.2%、14年度46.6%、15年度46.7%(各年度5月末日現在)と漸増傾向となっています。口座振替による収納率は15年度98.1%となっており、全体に比べ高い収納率となっています。

今後とも、口座振替の利用の拡大に努めてください。

(講じた措置)

口座振替の推進については、収納率向上の最も有効な施策の一つと考えており、転入などによる資格取得時に口座振替の申込書を渡したり、保険料納付書の送付時に口座振替勧奨のチラシを同封したりするなど、利用率の向上に努めています。今後もさらに口座振替の啓発を強化し、利用の拡大を図っていきます。

3 国民健康保険

(1) 国民健康保険料の収納

今後とも、滞納発生時には、滞納者の実態に合わせた早期対応、訪問による納付相談・指導の強化など効果的で実効性のある対策に努めてください。

(講じた措置)

保険料の滞納者を減少させるには、滞納が発生した時点で、早急に被保険者と接触を持ち、納付を促進していくことが重要と考えています。対策としては、納期を過ぎて保険料の納付がない場合、1ヵ月後に督促状を送付し、それでも納付がない場合は、その翌月に徴収嘱託員が訪問し、納付促進を行っています。

今後とも、可能な限り滞納を増加させないように納付相談・指導の強化に努めてまいります。

3 国民健康保険

(2) 国民健康保険の給付状況

診療報酬明細書(レセプト)の内容点検などにより、保険給付の適正化を図っています。14年度のレセプト整理点検の成果は、資格点検で4,131件、44,116千円、内容点検で6,652件、34,893千円、合計10,783件、79,009千円の過誤調整結果となっています。今後とも、点検の充実により、保険給付の適正化に努めてください。

(講じた措置)

レセプトの縦覧点検については、16年度から年1回を2回に増やし、点検の充実を図り、保険給付の適正化に努めています。

5 老人保健医療の給付状況

レセプトの内容点検などにより、保険給付の適正化を図っています。レセプト整理点検の成果は、14年度は資格点検で2,468件、98,031千円、内容点検で18,444件、200,804千円、合計20,912件、298,835千円の過誤調整結果となっています。今後とも、点検の充実により、保険給付の適正化に努めてください。

(講じた措置)

レセプトの縦覧点検については、15年度から年2回に増やし、15年度は資格点検で2,872件、117,430千円、内容点検で20,116件、170,622千円、合計22,988件、288,052千円の過誤調整結果となっています。今後とも、点検の充実により保険給付の適正化に努めてまいります。

6 第三者納付金等の収入状況

これまでは請求額で調定せず、収入した額を調定(同時調定)していましたが、15年度より、請求の時点で調定するとともに債権管理簿等を整備するなどの一定の改善が行われています。この事務について、調定簿など関係書類(15年12月末日現在)を調査したところ、一部で不統一な事務処理が行われていました。今後とも債権管理の徹底を図り、統一した事務処理を行ってください。

(講じた措置)

債権管理については、指摘のありましたものについて16年度から請求の時点で請求額の調定を行い、改善を図りました。今後とも、債権管理の徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

7 補助金の支出

これらの補助金については、用途の把握とともに、補助効果を高めるよう努めてください。

(講じた措置)

兵庫県建設国民健康保険組合補助金については、予算書、決算書等の提出により用途を把握しているところであり、今後とも適正な執行に努めてまいります。

福祉医療費助成制度実施協力補助金については、西宮医療連盟からの補助事業等実績報告書と同連盟の事業報告書の提出により用途等を把握しているところであり、今後とも福祉医療費助成制度の周知並びに同制度の改正に伴う事務協力等、制度を円滑かつ効果的に運営できるよう、補助効果を高めるよう努めてまいります。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 28 頁

1 同和更生生業資金等各種資金の償還状況

今後とも、新たな滞納者を作らないよう早期に適切な償還指導を行うとともに、個別訪問の強化、連帯保証人への働きかけなど償還意識の向上を図り、個々に粘り強く指導し回収に努めてください。

また、債権整理の方法について、国・県の動向、他都市の状況などを参考に研究してください。

( 講じた措置 )

同和更生生業資金については、滞納者に催告状を送付するとともに、戸別訪問、管理職等による休日及び夜間等の訪問督促を実施しました。また、借受人死亡のケースでは、その相続人に対する催告や保証人に完済指導依頼を行いました。今後も戸別訪問の強化、借りた金は返すという意識啓発を図り、個々に粘り強く回収に努めてまいります。

住宅新築資金・宅地取得資金・住宅回収資金については、毎月、口座残不足で振替不能となった者には納付書を送り、1ヵ月以上の滞納者に対しては督促状または催告状の送付や戸別訪問による納付指導を実施し、連帯保証人には借受人への完済指導依頼書を送付しました。また、管理職等による休日及び夜間等の訪問督促も実施しました。今後も早期に適切な償還指導を行うとともに、戸別訪問を強化し、面談を通じ償還計画を立てさせるなど、粘り強く対応し、債権の回収に努めてまいります。

債権整理の方法については、国庫補助事業のため国・県の動向や他市の情報を入手し、法的措置等を含め同和事業の終息の条件整備を研究してまいります。

( 指摘及び改善要望 )

監査報告書 29 頁

2 芦乃湯会館の収支状況

15年度の浴場の営業日1日当たり利用者数は383人で、3か年で比較すると減少傾向が続いています。

15年度の芦乃湯会館に係る収支状況は、収入31,696千円、支出67,410千円(委託料43,956千円、光熱水費など需用費17,626千円、工事費4,493千円、使用料及び賃借料1,335千円)、収支差引き35,715千円の赤字となっています。収支状況は利用者の減少もあり、年々悪化の傾向が見られます。

今後とも、利用者の増加を図るなど経営改善へ向けて努力してください。

( 講じた措置 )

芦乃湯については、清潔で親切な浴場として親しまれるよう、常にサービスの向上に努めており、会館施設については、年々、利用者が増加しています。また、平成17年6月から、大人の入浴料を270円から310円に改定することとし、収支状況の改善を図ってまいります。

3 若竹生活文化会館の事業等の状況

今後とも、実用的な講座の選択とともに、受講者の増加への取り組みに努めてください。

(講じた措置)

講座開設については、必要課題とともに実用課題やニーズ等の把握に努めています。講座の案内については若竹ニュース、市政ニュース、インターネット等により周知に努め、また、各団体の会合時において講座の案内をするとともに、関係施設、団体等にチラシの配布を行うなど、受講者の増加につながる取組みを進めているところです。今後も、受講者増の取組みに努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 31 頁

1 地方卸売市場

(1) 西宮市地方卸売市場施設使用料

4 業者が使用料を滞納していますが、そのうち 1 業者は 9 年 8 月から 66 月分 1,480,124 円の滞納となっています。なお、この業者には 15 年度以降の使用許可をしていません。また、1 業者は 11 年 5 月から 47 月分 1,795,452 円の滞納となっていました。16 年 5 月に完納しています。

滞納理由は、経済不況による取引の減少、事業主の高齢化、疾病等が主なものです。未納者に対しては、再三文書による督促や担当者の個別訪問等による納付催告を行い、15 年度中に、滞納繰越分のうち 5 件 712,422 円を収入しています。

今後とも、滞納者と支払い方法の協議を進めるとともに、休業が長期に及ぶケースについては、店舗明渡しを含め早期解決に努めてください。

(講じた措置)

西宮市地方卸売市場施設使用料については、15 年度末では 4 業者が滞納しておりましたが、1 業者については 16 年 5 月に完納し、さらに 1 業者についても 6 月に完納しました。

他の 2 業者のうち、1 業者については卸売業務の継続が不可能となったため、施設の返還を受けました。残る 1 業者については、施設返還も含め弁護士と協議中であり、解決に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 32 頁

1 地方卸売市場

(2) 地方卸売市場の取扱高等

市は、開設者として「ひょうご卸売市場協働ネットワーク事業」に参画しています。市場の活性化に向け、必要な対応を図ってください。

(講じた措置)

国においては、最近の卸売市場を巡る環境の変化に鑑み、生産・消費双方の期待に応えるため、「安心・安全」で「効率的な」流通システムへの転換が図れるよう、16 年 6 月 9 日付で改正卸売市場法を施行したところですが、今後とも「ひょうご卸売市場協働ネットワーク事業」に積極的に参画し、市場の活性化に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 35 頁

2 中小企業融資制度

17 年度からペイオフが全面解禁となります。1 千万円以上の預託金については、決済性預金で預託する方向で検討していますが、今後とも、最も安全な公金の管理に努めてください。

(講じた措置)

ペイオフが全面解禁になった場合、決済用預金を除いて 1 千万円を超える預金は保護されなくなります。これに対処するため、預託金については、市が金融機関に預け入れている預託金を含む預金額と、金融機関が破綻した際に金融機関からの借入金額とが相殺できる場合

には、定期預金で預託することとし、相殺できない場合には1千万円を超えない預託金は定期預金で、1千万円を超える預託金は決済用預金で預託することが、市の公金管理運用委員会で方針決定されました。

この公金管理運用委員会の方針決定を受けて、預託金の取扱いについて、今後、各金融機関と協議してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 36 頁

### 3 産業振興対策の状況

#### (2) 産業活性化への取組み

##### エ 商工業検索システム等

市は15年度に商工業実態調査を実施し、商店街・小売市場・製造業等の状況の把握に努めています。これを基に16年12月には西宮市商工業検索システムの本格稼働を予定しています。商店・事務所等の概要や主な取扱商品(製品)・サービスなどの情報をインターネットで公開することにより、市内での購買促進や事業者の事業展開時の基礎資料にするものです。

今後、これらの調査等を商業振興施策に活用するとともに、引き続き、産業活性化への取組みに努めてください。

(講じた措置)

15年度に実施した商工業実態調査により、市内事業所の状況や課題を把握したほか、西宮市商工業検索システムを構築し、16年8月から市のホームページ上で公開しています。登録数は16年12月現在、約770事業所ですが、充実したシステムにするためには登録数の増加が望ましいため、市政ニュース等で募集を行ったほか、関係機関に協力を求めているところです。

今後とも、商工業者の把握に努め、従来からの支援施策を改善するとともに、新たな支援施策を創設するなど、引き続き、産業活性化の取組みを進めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 37 頁

### 3 産業振興対策の状況

#### (3) 大規模小売店舗立地への対応

今後とも、連絡会議を中心に大規模小売店舗周辺における生活環境の保持のため関係部局による適切な対応を行ってください。

(講じた措置)

急激な大規模小売店舗の増加による地域の生活環境等への影響に鑑み、大規模小売店舗の設置を計画している事業者に対して適切な対応を求めため、総合企画局、都市局等関係部局の協力のもと、まちづくりの観点からの「良好なまちづくりのための商業環境形成指導要綱」を定め、16年11月から施行しています。

今後とも、市の関係部局で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議を中心として、対応に努めてまいります。

4 中小企業勤労者福祉共済事業の状況

この共済事業は、中小企業勤労者の福祉増進に役立っていますが、掛金の負担が事業主であることから、事業所数、会員数の拡大には事業主の理解が必要となります。

今後とも、事業主に理解を求めるとともに、事業の見直しや中長期の事業計画の検討などにより共済事業の発展に努めてください。

(講じた措置)

中小企業勤労者福祉共済事業については、引き続き制度の広報に努めるなど、事業主の理解の促進に努めてまいります。事業に関しては、時代の変化や会員のニーズに対応し、参加者が減少傾向にあったスポーツ大会等の統廃合を進める一方、テーブルマナー講座やウォーキング講座等の新規事業にも取り組んでいます。今後も会員の福祉増進に役立つよう事業の見直しと新規事業の開拓を進めてまいります。

また、将来的な展望に立った事業計画についても検討を行い、共済事業の発展に努めてまいります。

5 雇用問題

(2) 労働相談

労働環境の変化に応じて雇用問題、労働相談への適切な対応に努めてください。

(講じた措置)

労働相談については、平素の労働相談のほか、厳しい雇用情勢を踏まえ、解雇や労働条件等を巡る労働問題に総合的に対応するため、労働基準監督署、西宮公共職業安定所、阪神南・北泉民局との連携による「労働問題総合相談会」を16年11月に実施しました。また、広報紙「労政にしのみや」等に雇用や労働に関する相談事例等に関する情報を掲載するなど、広報、啓発に努めているところです。今後とも時代に応じた相談に努めてまいります。

9 補助金等の支出

補助要綱が整備されていないものがありました。今後、要綱の整備を行ってください。

(講じた措置)

商業共同施設復旧等補助金については、商店街等の団体が震災被害を受けた商業共同施設の復旧工事等を行う場合に、地域商業団体活性化事業補助金交付要綱を準用し、費用の一部を補助しました。なお、商業共同施設復旧等補助金は16年度から廃止となっています。

農産物品評会補助金及び顕彰事業補助金については、それぞれ交付要綱を策定し、17年4月1日から施行予定です。